

## 神川町平和に関する都市宣言検討委員会（第1回） 議事録

【日時】 令和7年10月17日（金） 午前10時～午前11時

【場所】 神川町役場3階会議室

【構成委員】 区長会3名、遺族会2名、民生委員・児童委員協議会3名、人権擁護委員1名、教育長、副町長

計11名

【出席委員】 9名

【欠席委員】 2名

【執行部】 町長

【事務局】 総務課職員3名

【検討委員会次第】

1. 開会
2. 町長あいさつ
3. 委嘱書交付
4. 役員選出
5. 議事

(1) (仮称) 神川町平和のまち宣言(案)について・・・資料①

(2) その他（今後のスケジュール等）・・・資料①

## 6. 閉会

### 【内容】

#### 1. 開会【事務局】

開会及び資料確認

#### 2. 町長あいさつ

本日は、神川町平和に関する都市宣言検討委員会の招集にあたりまして、皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より町政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平和都市宣言に関する決議が6月の議会で可決しております。町としても、平和宣言について検討するべく委員会を設置するものです。多くの尊い命が失われた先の大戦の終戦から今年で80年の節目になり、この節目の年に、改めて、平和とは何か、また、戦争の悲惨さについて、町としても考えていくことが重要になります。年々、戦争を知らない世代が増えてまいりますが、そうした世代に先の大

戦の経験を風化させることなく語り継ぎ、戦争を二度と繰り返さないよう訴えていかなければなりません。そのためにも、本日お集まりいただいた皆様のお力をお借りしながら、神川町の平和に関する都市宣言の内容について検討していければと思います。

行政としても、魅力ある神川町の更なる発展と平和を守るため、全力を尽くしてまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

### 3. 委嘱書交付

#### 委員紹介及び事務局紹介【事務局】

##### 委員及び事務局の自己紹介

本日は委員 2 名が欠席となっておりますので報告させていただきます。また、民生委員・児童委員協議会の 3 名様におかれましては、12月1日で改選となりますが、本委員会の委員の任期は、「平和に関する都市宣言の宣言文原案の策定が終了するまで」となりますので、引き続きよろしく願いいたします。

#### 4. 役員選出【事務局】

神川町平和に関する都市宣言検討委員会設置要綱第 5 条の規定により、委員長及び副委員長各 1 名を委員の互選により定めることになっております。役員の選出にあたり、どなたかご意見はありますでしょうか？→意見なし

意見がないため、事務局案で進めさせていただきます。事務局案としまして、委員長を副町長に、副委員長を教育長にお願いしたいのですが、ご意見はありますでしょうか？

→異議なしのため決定

次第にはありませんが、ここで委員長及び副委員長よりあいさつをお願いいたします。

(あいさつ省略)

～公務のため町長退席～

#### 5. 議事【事務局】

続きまして、次第の 5 「議事」でございます。

設置要綱第6条の規定により、委員長を議長といたします。

**【委員長】**

(前段省略)

先の大戦から80年、神川町合併20年という節目の年になります。皆様のお力添えをいただきながら、内容について検討していければと思います。

また、本日は第1回目の会議になりますので、ご意見を出すのも難しいと思われれます。そこで、本日は事務局よりどのような考えで素案を作成したかなどを説明させていただき、具体的な意見をいただく前の準備会議として考えていただければと思います。

それでは、議事について事務局より説明をお願いします。

(1) (仮称) 神川町平和のまち宣言 (案) について

**【事務局】**

**質問・意見【委員】**

宣言の素案の中に、「非核三原則」という言葉が使われているが、この3原則について知らない方がいるかもしれない。そのため、「核

を持たず、作らず、持ち込ませず」と具体的に示した方がよいのではないか？

回答【事務局】

いただいたご意見を基に、次回までに文面の検討を行っていきま  
す。

(2) その他（今後のスケジュール等）【事務局】

【委員長】

議事終了報告

6. 閉会【事務局】

閉会